

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in さいたま  
「すべての子どもと子育てを大切にする社会づくりに向けて」

11月22日～23日

第4分科会

「要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)が果たす役割と関係機関の連携のあり方とは」

(11月23日開催)

○コーディネーター

加藤曜子氏 (流通科学大学教授)

○事例報告者

油谷豊氏 (大阪府吹田子ども家庭センター次長兼虐待対応課長)

海老原夕美氏 (弁護士、NPO 法人埼玉子どもを虐待から守る会代表)

笹井康治氏 (沼津市子育て支援課子ども相談係長兼主任社会福祉主事)

西村友司氏 (大阪府摂津市教育委員会人権教育室長)

○概要 (全体会における加藤先生の報告から)

第4分科会です。要保護児童対策地域協議会というのは、法律ができてまだ若い歴史を持ちます。私たちは、虐待防止のネットワークを中心にして話を進めていきました。

まず、沼津の笹井さんからは、ネットワークが成功する秘訣は、第一は虐待についていかに共通認識を持つかということ、第二は顔と顔とのつながりがきっちり持っていくことである。第三にネットワーク支援のポイントは、孤立している親をどう助けていくのかということ、事例を検討しながら幾つかの関係機関と連携し、理解を深めていくということが重要であるという報告でした。

次に弁護士の海老原先生からは、会議の持ち方への問題提起がありました。ネットワークあるいは協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議で構成されていますが、代表者会議しか開いていないところの地域も多々あります。事例検討会議に出ても形式的であるということもあります。それらを実態的なこと、実際に出てよかったなど実感できるにはどうすればいいのだろうかというようなことです。個別ケース検討会議の開き方についても今後市町村として課題になってくるだろうという報告でした。あわせて、市

町村のネットワークでとりくんだ事例を見直していくことが重要であるという提言もありました。つまり成功事例を共有することは重要だが、失敗事例（死亡例が出ても）もきっちり見直す姿勢が今後重要であるという提言です。

3番日は教育委員会の立場として西村先生からお話いただきました。摂津というところは、子育て支援ネットワークが非常に盛んでありまして、予防的などころから再発予防であります虐待ネットワークが立ち上がっています。つまり、子育て支援ネットワークから、要保護児童対策地域協議会、あるいは虐待防止ネットワークが独立してあります。しかし、互いの関係は密で、要保護の対象になったお母さんへも、子育て支援を通じ親ケアがされているという報告でした。また教育委員会の役割が、一般の学校の橋渡しの役割を果たしているという報告もありました。

4番日は、油谷さんから児童相談所の立場でお話をいただきました。児童相談所は後ろに下がって見ているというのではなくて、今まさに始まったネットワーク、要保護児童対策地域協議会の今の時点では、児童相談所と市がともに歩むということ、この姿勢がとても重要であるということ強調されました。事案が軽いか重いかという区別もまだ非常に不明確な中で、とりあえずみんなと一緒に再発を防ぐために取り組もう、その中でネットワークをきっちり立ち上げていくということが重要だという提案でした。

まとめますと、一つ目は「ネットワークは何のためにあるのか」ということについてです。これは「子どもの安全を守るためにある、家族を支援するためにある」のだということとを共通認識したいと思っています。そのためには機関同士が連携をして、機関が互いに知るといこと。そして情報を共有しながら、どういったことを機関でやってくれるのかということ、知っていく。リスクをきっちり把握できるように研修体制や問題の共有理解をしていくことが課題になります。

二つ目は、「何のためのネットワーク会議なのか」ということです。代表者会議の役割、あるいは実務者会議の役割、それから個別ケース検討会議は、それぞれの役割があります。まだそれも流動的です。ですから、それは皆さんの地域の中で何ができるのか。出席して役に立つ会議づくりを検討していくことが必要です。特に個別ケース検討会議につきましては、アセスメント、それから役割分担をあきらかにし支援につなげる。誰かがやっているだろうと思わずに、情報は一つに集中させ、把握しておくこと、そして、まとめ役あるいは見守り役、そしてキーパーソン、役割を決めていく。これがとても重要だということです。

また、児童相談所等の関係は、当面一緒にやっていく姿勢が重要である。市町村ネットワークやがては要保護児童対策地域協議会において、失敗事例が出て再検討してくこと、また成功事例を通して「子どもが地域で安全に家族と暮らすため」に相違工夫をこらし、いい援助、防止策をもとめて互いに切磋琢磨していくという、これらが今の私たちに与えられている課題だということです。

## 第4分科会

要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）が果たす役割と関係機関のあり方

加藤曜子（流通科学大学）

### 1. 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の成り立ち

児童虐待防止ネットワークは、古くは1990年から発足しているが、実際に公的、民間機関を含めて発展した契機は、子どもの権利条約批准以後、日本子どもの虐待防止研究会が発足した1996年前後である。2000年から厚生労働省が調査を開始し、虐待防止ネットワークの存在が認識され始めた。また児童虐待防止法が成立し、児童虐待の定義や通告が明示されることで、教育分野においてもようやく認識し取り組むようになってきた。しかし、守秘義務やネットワーク化の法的根拠がないために、実際の機関連携がやりにくいという声もきかれた。2004年の児童福祉法改正により要保護児童対策地域協議会として法定化されたことにより、個人情報の保護や、情報の集中化、地域ネットワークが強められることが期待されるようになりつつある。

### 2. 児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の意義

虐待防止ネットワークは、虐待事例は一つの機関では解決できないという認識から発足している。親も子どもも声をあげにくい特徴があるために、地域機関で連携をとりながら、専門的なスタッフと行政とが協力しあいながら取り組むためのものである。

機関連携、アセスメントの共有化、システム化されたケースマネジメントなどの提言は、英国や米国等の先進国の死亡例からの調査報告や厚生労働省の死亡例で強調されている点である。

子どもの生命を守り、安全を確保し、子どもが親とともに在宅で過ごすにはどういった支援が必要なのか、虐待が再発しないために何が 필요한かを地域の関係機関が互いの叡智をしぼる。そして、情報を共有し、アセスメントし、個別ケースごとにどういった手立てが必要なのかを実践していくのが児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）としての役割である。

虐待防止ネットワークの意義は、①児童虐待の早期発見 ②迅速対応ができる ③関係機関の情報共有 ④関係機関の問題解決への共有化 ⑤ケース会議を通してそれぞれの役割の理解が深まる ⑥重ならないサービス提供が可能である ⑦機関がそれぞれ責任をもてる体制づくり ⑧機関の信頼関係が深まる ⑨支援の標準化と質を向上させることができる。さらに効果としては①子どもの安全への配慮や②虐待の認識の地域での高まりなどが期待されるからである。

### 3. 現状の理解

平成17年6月実施の厚生労働省調査において虐待防止ネットワークを設置してい

る自治体が45.1%あり、要保護児童対策地域協議会が4.6%、今後設立予定が35.9%であると報告されている（日本経済新聞11月4日）。設置しない理由としては複数回答であるが、多い順に人材確保が困難である、市町村合併、各機関の通常業務対応で可能、予算確保が困難、設置、運営の方法がわからない、虐待問題がない、子育て支援ネット等で対応可能などが、理由としてあがっている。また、4月末に実施した日本子どもの虐待防止学会制度検討委員会調査（政令都市を除く全国市を対象とした調査報告）の回答においても人材の配置、分担などの課題があがった。ネットワークの組織である、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議については、代表者会議のみを開いている地域もあった。虐待防止ネットワークが立ち上がっている市の個別ケース会議実施率は56.9%の回答であった。

#### 4. 今後の課題

児童虐待防止ネットワークが立ち上がっていない地域においても実際には個別ケース会議を開き、複数機関が連携をして支援をしている場合も多い。今後は要綱を作成し、その認識を高める必要がある。つまり機関が連携し取り組むために開かれる個別ケース会議は、自然発生的なものではなく、地域にあっては永続的で必要な支援体制のもとで機能し存在するという認識を持つ必要がある。

さらにネットワークが立ち上がっている市において個別ケース会議実施率が低いのは、代表者会議と個別ケースの活動が十分に連動していないためであると考えられる。個別ケース検討会議が虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）としての取り組みであるという認識がやや弱いと推察される。

ネットワーク設立の目的は子どもを守るため、個別ケースを適切に関係機関が連携しあいいわばチームとして対応していけるためのシステムづくりであり、そのための協議会である。

虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会へ移行する地域においては、再発予防として子どもを守り、親を援助するためにどのような機関の連携体制がとりやすいのか事務局である調整機関とともに検討されていくことであろう。

人口が少なく予防に力点がかけられる町村においては、その地域ごとの事情の合わせた子育て支援ネットワークとの調整を視野にいれながら、位置づけられていく必要もあろう。

繰り返すが、要保護対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）は、単に一年一回代表者会議を開くものではなくて、実際の事例を通して互いの機関が連携し、理解しあい、もっとも困難な状況にいる子どもや家族が地域で安心して暮らせるために存在することを強調したい。

今後は要保護児童対策地域協議会を設立していくには、たずさわる人の力、専門職、行政職がともに共同し取り組む必要性や、人員の確保、関係機関の児童虐待理解を高めることが求められよう。

第4分科会 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）が果たす役割と関係  
機関の連携のあり方とは

弁護士 海老原 夕美

<NPOから見た協議会の現状、課題>

1. 特定非営利活動法人埼玉子どもを虐待から守る会の活動
2. 児童虐待防止ネットワーク会議の現状  
実態は、単に参加者がそれぞれの活動を報告するにとどまり、ネットワークとして  
は機能していないのではないか
3. 要保護児童対策地域協議会への期待

# NPO法人埼玉子どもを虐待から守る会電話相談

## 「埼玉虐待110番」平成16年度活動報告

### <電話相談実施概要>

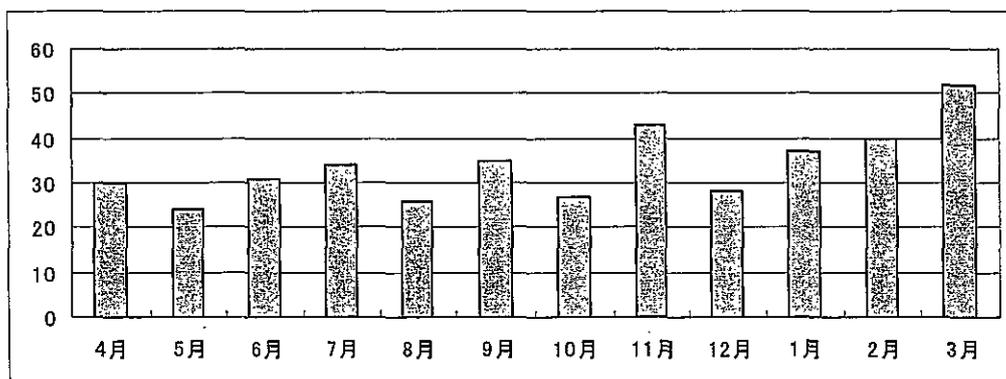
電話相談開始年月：平成9年6月  
 電話番号：048-835-2699  
 相談回数：毎週5回（平成12年6月から毎週月～金曜日）  
 開催時間：午前10時から午後4時（電話回線1本）  
 相談受理者：ボランティア電話相談員 15名  
 相談件数：407件

### <電話相談の内訳>

#### 1. 月別電話相談数 総数 407件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	30	24	31	34	26	35	27	43	28	37	40	52

～月別相談件数表～



#### 2. 相談内容（重複有り）

虐待に関する相談 91 件  
 育児相談 172 件  
 その他 173 件

#### 3. 相談者と本人の関係（重複あり）

	被虐待者本人	虐待者	配偶者	目撃者	計	育児不安	その他
件数	16	35	13	27	91		
割合	18%	38%	14%	30%		172	173

※被虐待者とは現在虐待を受けているか、過去に虐待を受けたことのある人。虐待者とは現在または過去に虐待をした人。配偶者とは虐待をしている人の配偶者。目撃者には、子どもの祖父母・親類・教育関係者等が含まれる。

#### 4. 虐待の種類（重複あり）

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト
件数	43	39	16	12
割合	39%	35%	15%	11%

#### 5. 被虐待者の年齢

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18～	計	不明
男	4	2	3	5		4	1	4	5		2		2	1	1	1	1	2	12	50	
女	1	4	8	4	2	11	2	2	4	4	2	1	4	1	3				2	57	
計	5	6	11	9	2	15	3	6	9	4	4	1	6	2	4	1	1	2	14	107	

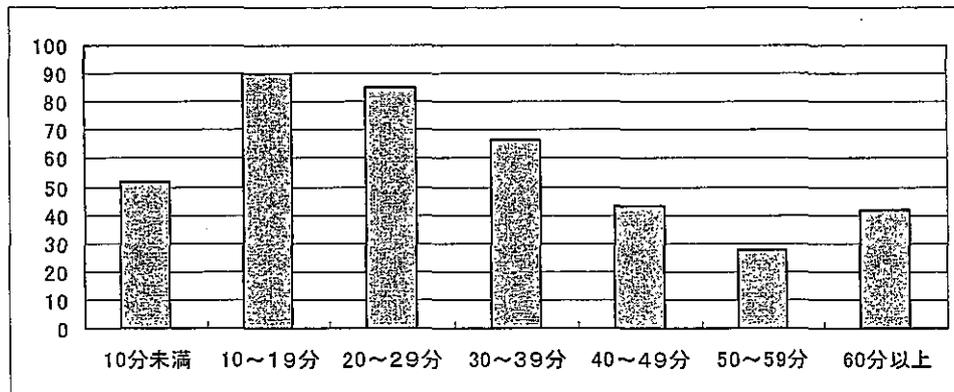
#### 6. 紹介先 総数 23件

紹介先名称	件数
児童相談所	17
市町村保健センター	6

#### 7. 相談時間 総数 407件

	10分未満	10～19分	20～29分	30～39分	40～49分	50～59分	60分以上
件数	52	90	85	67	43	28	42
割合	13%	22%	21%	16%	11%	7%	10%

～相談時間別件数表～



#### 8. 効果

電話相談の利用者からは、以下のような発言がきかれている。

- ・イライラして子どもに手を上げそうな時、話を聞いてもらい助かった。
- ・子どもがかわいく思えないという本音を言える所が今までなかった。
- ・うつで家事や育児ができない辛さをここでは分かってもらえる。
- ・子どもに対するイライラも、話を聞いてもらううちに、夫や親に対する不満があるからだと気がついた。

電話だから安心して自分の思いを語ることができ、共感して話を聴いてもらうことで自分を振り返り、虐待の予防へとつながっていくという効果が出てきている。

# さいたま市「子育て不安110番」平成16年度電話相談実施報告

## <電話相談実施概要>

電話相談開始年月：平成16年6月  
 電話番号：048-881-0922  
 相談回数：毎週5回（月～金曜日）  
 開催時間：午前10時から午後4時（電話回線1本）  
 相談受理者：ボランティア電話相談員 15名  
 相談件数：194件

## <さいたま市保健所との打合せ>

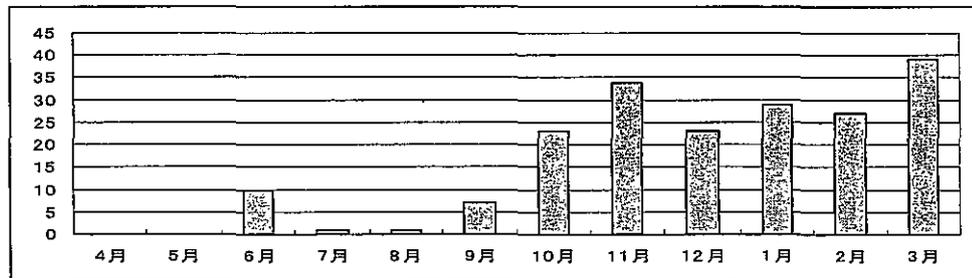
- ・1回目 「子育て不安110番」についての説明会  
 平成16年5月14日 場所：事務所
- ・2回目 「子育て不安110番」についての事例検討会  
 平成17年2月18日 場所：さいたま市保健所

## <電話相談の内訳>

### 1. 月別電話相談数 総数 194件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	—	—	10	1	1	7	23	34	23	29	27	39

～月別相談件数表～



2. 相談内容（重複有り）
- |          |      |
|----------|------|
| 育児相談     | 155件 |
| 虐待に関する相談 | 3件   |
| その他      | 40件  |

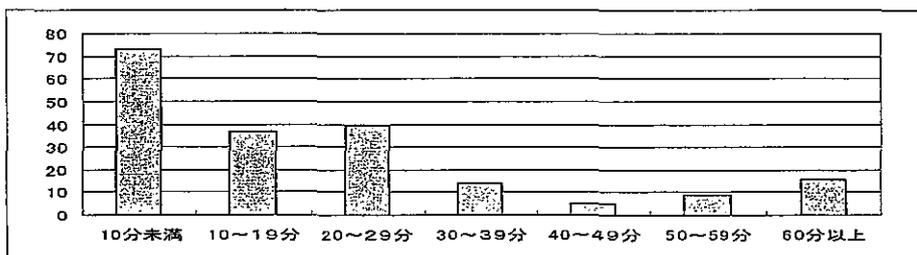
### 3. 紹介先 総数 34件

紹介先名称	件数
さいたま市保健所	33
桜区保健センター	1

### 4. 相談時間 総数 194件

	10分未満	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60分以上
件数	73	37	40	14	5	9	16
割合	37%	19%	21%	7%	3%	5%	8%

～相談時間別件数表～



## 「沼津市の児童虐待防止ネットワークの取り組みについて」

沼津市役所 子育て支援課 笹井 康治

### 1. ネットワーク設置の背景

- (1) 児童虐待により大きく変化した児童相談
- (2) 虐待通告という「新たな相談」にどのように対応するのか

### 2. 沼津市の取り組みの経過

- (1) 体制整備のきっかけ
  - ① 市内での虐待事例の多発
  - ② 虐待防止法施行と県東部児童相談所の全面的バックアップ
- (2) 子育てSOSサポート事業の展開
  - ① 緊急受理会議を基本にした対応
  - ② 市児童虐待防止会議（実務者会議）の開催
  - ③ 虐待相談員（家庭相談員）増員

### 3. 沼津市という地域

- (1) 地域特性
  - ① 自然的な背景
  - ② 社会的な背景

### 4. 沼津市の児童虐待の状況

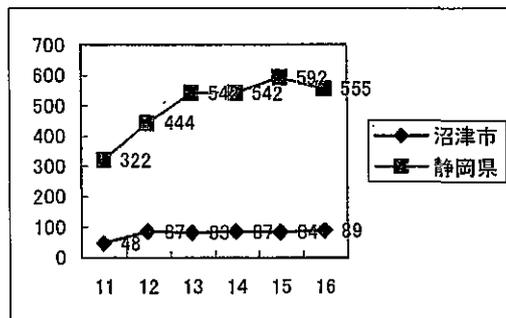


表 1. 虐待相談〔通告〕件数の推移

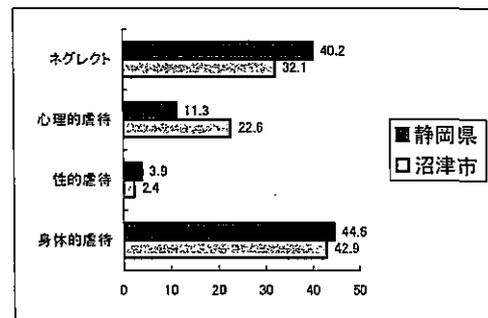


表 2. 虐待相談種別の構成比

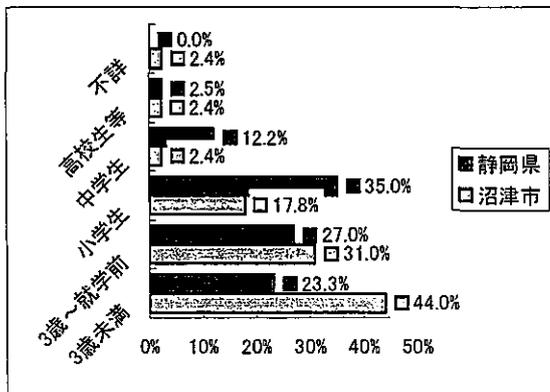


表 3. 被虐待通告児童年齢別構成比

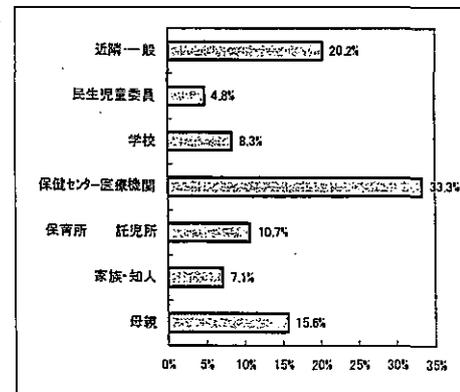


表 4. 虐待相談経路別構成比